

事 務 連 絡
令 和 3 年 4 月 9 日

吉見町介護予防・日常生活支援総合事業
指定事業所 管理者 様
吉見町居宅介護支援事業所 管理者 様

吉見町長寿福祉課長

総合事業に係る吉見町の実施要領の一部改正について（通知）

日頃より、当町の介護保険行政に御理解と御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者による訪問型・通所型サービスの報酬基準及び運営基準等は吉見町の実施要領で定めておりますが、令和3年度報酬改定に伴い、実施要領の一部を改正いたしました。

つきましては、実施要領の一部改正は令和3年4月1日から適用いたしますので、各事業者におかれましては実施要領及びサービスコード等を御確認いただき、必要な事務処理等をお願い致します。

記

1. 改正内容

今回の改正内容は、別紙をご参照ください。

単価改定、新たな加算創設、運営基準等の見直しを行います。

2. サービスコードの一覧、CSV ファイルについて

埼玉県国保連合会にて登録準備中です。4月中に町のホームページに掲載する予定です。令和4年4月分サービス利用分から御活用ください。

CSV ファイル等は、システムに取り込む際にご利用ください。

【サービスコードの変更内容】

※A3、A7、AFともに令和3年9月30日までの間、新型コロナウイルス感染症に対応するための基本報酬への特例的な評価があります（所定単位の千分の千一に相当する単位を算定）。

A3	基本報酬の変更
A7	基本報酬の変更、口腔・栄養スクリーニング加算（改定）等
AF	基本報酬の変更、委託連携加算の創設

担当 長寿福祉課 介護保険係 電話 0493-63-5013
包括支援係 電話 0493-53-0370

【改正概要】**(1) 運営基準**

介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準に基づき、運営基準を改正する。

◆ 訪問型（A3）・通所型（A7）サービス共通**①感染症対策の強化**

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、委員会の開催、指針の整備、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練の実施を義務付ける。3年間の経過措置期間を設ける。

②運営規定等の掲示に係る見直し

事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規定等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等で備えおくこと等を可能とする。

③高齢者虐待防止の推進

利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付ける。3年間の経過措置期間を設ける。

④利用者への説明・同意等に係る見直し

利用者への利便性の向上や介護サービス事業者の業務負担の軽減の観点から、ケアプランや重要事項説明書等における利用者等への説明・同意について、見直しを行う。書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認める。

⑤記録の保存等に係る見直し

介護サービス事業者の業務負担軽減等の観点から、諸記録の保存、交付について適切な個人情報の取り扱いを求めた上で、電磁的な対応を原則認める。

⑥ハラスメント対策の強化

適切なハラスメント対策を強化する観点から男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえ、その対策を求める。

◆通所型（A7）サービスのみ**①認知症への対応力向上に向けた取組**

すべての従業者に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付ける。3年間の経過措置期間を設ける。

②地域住民との連携推進

感染症や災害が発生した場合に備えて訓練を実施する際、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(2) 報酬単価について

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準を参考に、基本単価の改正及び新たな加算を創設する。

◆通所型サービス費

【基本報酬】 半日型 255単位 ⇒ 257単位
一日型 275単位 ⇒ 277単位

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症に対応するため特例的な評価を行う。(所定単位数の1000分の1001に相当する単位を算定する)

【加算】

栄養改善加算 150単位 ⇒ 200単位

※追加要件：管理栄養士が必要に応じ利用者の居宅を訪問する。

栄養スクリーニング加算5単位 ⇒ 口腔・栄養スクリーニング加算20単位

※口腔の健康状態並びに栄養状態について簡易な評価を継続的に実施し、必要な口腔機能向上・栄養改善サービス等に繋げるとともに従業者の口腔・栄養に関する意識の向上を図ることを目的とする。

※嚥む力が弱まると食事量が減り、必要なエネルギーや栄養素が不足し低栄養のリスクが高まる等、口腔の健康状態と栄養状態は密接に関わっているため、口腔と栄養のスクリーニングを一体的に実施いただきたい。

◆訪問型サービス費

【基本報酬】 週1～2回 30分 124単位 ⇒ 125単位
週2回超 30分 131単位 ⇒ 132単位

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症に対応するため特例的な評価を行う。(所定単位数の1000分の1001に相当する単位を算定する)

◆介護予防ケアマネジメント費（国の定める基準通り）

【基本報酬】 431単位 ⇒ 438単位

※令和3年9月30日までの間は、新型コロナウイルス感染症に対応するため特例的な評価を行う。(所定単位数の1000分の1001に相当する単位を算定する)

【加算】

委託連携加算（新設） ⇒ 300単位

※地域包括支援センターが利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。